

県南広域振興局長告示第135号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東稲土地改良区（西磐井郡平泉町）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成21年8月11日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

1 就任

理事

高 橋 芳 博 西磐井郡平泉町長島字伊勢堂5番地

2 退任

理事

浅 利 邦 雄 西磐井郡平泉町長島字館岡30番地